

ごみの取扱いと営業に関する注意

ごみの取扱い及び営業時間について厳守して頂きたい事項を下記のとおり明記致しました。近年、近隣の住民の皆様にご迷惑をかける事案が起きておりますことから、ご精読の上ご署名・ご捺印よろしくお願い申し上げます。

【ごみの取扱いについて】

1. 各店舗、必ずゴミ箱をお客様に見える場所に設置し、ゴミは各自お持ち帰りください。

※当日、設置が確認できない場合には、出店は認められず即時閉店、撤収していただきます（出店負担金の返金は致しません）。

【営業について】

- 会場への車両入出時間（交通規制あり）、販売時間等を厳守してください。
- 火器使用（コンセント含む）される店舗は、必ず消火器を設置してください。使用期限が切れていないか、圧力が低下していないか事前に確認しておいてください。
※当日チェックシートをお配りしますので、準備が完了した時点でチェックし、消防署員による確認に対応してください。
- フライヤーや炭等を使用している店舗の方は、20時40分に必ず火を消して下さい。
- 20時45分から片付けを開始すると同時に出店者の責任の下で行列を調整し、21時で販売は必ずやめて下さい（21時15分に完全消灯します）。
- 21時30分以降は、路上に資材等の荷物は置かないで下さい。
※フライヤーの油や鉄板等が冷めていない等は理由となりませんので、必ず撤去して下さい。
- グレーチングへのタバコの差込み、近隣駐車場へのポイ捨てはしないでください。

注：上記事項を守れない場合は、来年度以降の出店は認めません。

誓約書

私は、上記注意事項を理解し遵守することを誓約いたします
又、守れなかった場合は、来年度以降の出店が認められなくても異議なきものとし、以後一切異議申立てしないことを確約致します

令和8年 月 日

住 所

出店代表者

⑩

電話番号